

資料 7

処理対象物及び焼却処理不適物一覧表

区分	内容
処理対象物	可燃ごみ 一辺の長さが 50 cm以下で資源にならないもの ①生ごみ 残飯、貝殻、厨芥ごみ等 ②紙くず カーボン紙、ラミネート加工紙等の資源にならない紙 ③木くず 長さ 50 cm以内厚さ 10 cm以内の板切れ、竹等 ④革・ゴム製品 ゴム長靴、皮靴、ランドセル、バック等 ⑤その他 むいぐるみ、まくら、座布団、スリッパ、軍手、紙おむつ、ラップ、使い捨てライター、スキー靴等 ⑥プラスチック類 ポリタンク、プラ製植木鉢、ビデオテープ・CD/ケース、資源にならないプラスチック製品等
	脱水ケーキ し尿処理施設から搬入される脱水ケーキ
	可燃残渣 粗大ごみ処理施設、資源価値向上施設、プラスチック中間処理施設、リサイクルセンター（2025 年度竣工予定）で選別された可燃性の残渣
	可燃性の粗大ごみ 家具類、電化製品類、木製建具類、寝具・敷物類、衛生器具類、趣味・遊具類、その他から、可燃性粗大ごみを分別し、金属等不燃物を取り除いたもの。
焼却処理不適物	<p>1 法律により受入れできない廃棄物 産業廃棄物（我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第 20 条で規定する産業廃棄物は除く。）特別管理一般廃棄物、感染性一般廃棄物</p> <p>2 資源（資源として扱っているもの） 容器包装その他プラスチック類、古紙類、古繊維類、金属類、空きびん類、空き缶類、ペットボトル、乾電池・蛍光灯、食用油、剪定枝木（松食虫・毒性のあるものは除く。）</p> <p>3 不燃ごみ（金属を占める割合が 50%未満の複合製品） 照明器具、掃除機、ヘルメット、使い捨てカイロ、陶磁器、ガラス、チャイルドシート、家庭用ペイント缶（固化したもの）、包丁、小型家電品等</p> <p>4 粗大ごみ（破砕等の処理済で可燃性のものを除く） マッサージチェア、電気カーペット、物干し台、ベット（マットレスを含む）等</p> <p>5 危険物・有害性のあるもの 灯油、ガソリン、廃油、LPガスボンベ、バッテリー、農薬、劇物、スプレー缶（中身ありのもの）、使用済み在宅医療用注射針、コピー機等</p> <p>6 適正処理困難物 建築廃材、煉瓦・タイル・瓦、コンクリートがら、自動車部品・タイヤ、耐火金庫、ピアノ、太陽熱温水器等</p> <p>7 家電 4 品目 テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機</p> <p>8 製造メーカーにおいてリサイクルルートを確立しているもの パソコン、二輪車（バイク）、消火器、充電式電池、携帯電話等</p>